

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

《NEWS》

ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)との経営統合のお知らせ

I 中国相談室

外商投資産業指導目録について

北京オフィス顧問 李 彬

II 中国法令アップデート

- 食品リコール管理弁法
- コンピューターソフトウェア著作権登記ファイル調査弁法
- 商務部による「外商投資リース業管理弁法」の補充規定に関する公開意見募集
- 財政部・国家税務総局による企業の組織変更・再編における土地増値税政策に関する通知
- 国土資源部による「不動産登記暫定条例実施細則(意見募集稿)」の公開意見募集に関する通知
- 安全生産許可証条例

III 台湾法令アップデート

- 事業者が提供する景品等の最高額制限に関する弁法

IV 中国万感

花見に思う～上海 Sakura 事情～

弁護士 森脇 章

《NEWS》

当事務所は、4月1日付で、ピンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)の主力弁護士と経営統合し、以下の45名の弁護士を迎えました。

パートナー	坂井 秀行	三村 藤明	鼎 博之	柴田 義人
	関端 広輝	山田 篤	石原 坦	関根 良太
	廣岡 健司	村山 由香里	松村 卓治	三宅 章仁
	大島 義孝	粟田口 太郎	井出 ゆり	
シニア・フォーリン・カウンセラー	松永 廉			
顧問	墳崎 敏之			
スペシャル・カウンセラー	早田 尚貴	酒井 俊和	伊藤 多嘉彦	四十山 千代子
	佐竹 真紀	河合 健		
アソシエイト	土屋 智恵子	横山 和俊	西谷 敦	石井 健
	仁瓶 善太郎	小野塚 格	玉城 光博	秋元 奈穂子
	藤田 将貴	神林 義之	荻野 聡之	高橋 綾
	渡部 香菜子	神保 咲知子	福井 崇人	田子 小百合
	島田 充生	鈴木 圭佑	関 彩香	八木 啓介
	片山 いずみ	武士俣 隆介		

45名の弁護士の幅広い経験を活かし、より实际的で質の高い法律業務を提供していく所存でありますので、何卒倍旧のご支援ご厚誼の程お願い申し上げます。

I 中国相談室

北京オフィス顧問 李 彬

外商投資産業指導目録について

Q: 今年3月の中旬に中国の「外商投資産業指導目録」の改正案が公布されているようですが、この改正案について教えてください。

A:

「外商投資産業指導目録(2015年改正)」(国家發展改革委員会・商務部令第22号)(以下「指導目録」という)は、2015年3月10日に中国の国家發展改革委員会及び商務部より公布されており、2015年4月10日より施行されます。

「外商投資方針指導規定」(以下「指導規定」という)4条によれば、外商投資プロジェクトは、奨励類、許可類、制限類及び禁止類の4つに分類されており、その分類に応じて(i) 審査認可又は届出手続の難易度(=外資企業による中国市場参入の難易度)、(ii) 優遇政策の享受等の面における取り扱いが異なります。指導目録には、奨励類、制限類及び禁止類にかかる外商投資プロジェクトのみがリストアップされており、これら以外の外商投資プロジェクトはすべて許可類となります(指導規定4条)。

今回の改正は、指導目録が1995年に実施されて以来の6回目の改正となります。国家發展改革委員会によれば、中国は、經濟發展方式の轉換、經濟体制改革の深化、現代的市場システムの整備を行う重要な段階にあり、國際投資規則、外資導入競争、産業移転が新たなポイントとなっているため、外資利用政策の整備、市場對外開放、投資環境の透明化を一層強化する必要があります。これを受けて、今回の改正においてもこれまで以上に外資参入規制の緩和が進められました。

今回の改正の重要なポイントを以下のとおり紹介いたします。

一. 外商投資参入規制の軽減

今回の改正では、「外商投資産業指導目録(2011年改正)」(以下「指導目録 2011年版」という)に比べて、制限類の項目が大きく削除され、従来の79項目から41項目が削除されて38項目となりました。これらの削減された制限類の項目は殆ど許可類に分類変更されており、外資参入規制の緩和の傾向が読み取れます。

制限類の削除について業種から分析すると、製造業及びサービス業の分野における削除が目立ちます。製造業においては、飲料製造業、石油加工業、化学原料及び化学製品製造業、医薬製造業、化学繊維製造業、汎用設備製造業、専用設備製造業等が全て制限類から削除されました。またサービス業では、直接販売、通信販売、オンライン販売、輸出入商品の検査及び認証、鉄道貨物運輸、保険ブローカー会社、ファイナンスカンパニー、マネーブローカー会社、中古不動産取引及び不動産仲介等が削除されております。

一方で、自動車の完成車、業務用自動車及びオートバイの製造、教育機構等が新たに制限類に追加され、また中国法務コンサルティング、各種地図の作成業務、インターネット出版サービス、文化財競売会社・骨董店の経営等が新たに禁止類に追加されており、中国当局の外資の特定領域への誘導政策が表れています。

また医療機構も、指導目録 2011 年版では制限類から許可類に分類変更されましたが、指導目録で再び制限類へと分類変更されているので留意が必要です。

二. 外資出資比率に関する規制の緩和

外商投資産業指導目録では、各項目を規定する際に、(i)「中外合弁・中外合作に限る」、(ii)「中国側の持分支配」(＝外商投資プロジェクトにおける中方投資者の投資比率合計が51%以上であること)、及び(iii)「中国側の相対的持分支配」(＝外商投資プロジェクトにおける中方投資者の投資比率合計が外国側投資者のいずれの投資比率をも上回ること)との条件を設定することができます(指導規定 8 条)。

今回の改正では、指導目録 2011 年版に比べて、これらの条件が大幅に撤廃されて外資が単独で市場参入できる分野が広がっており、この点からも外資参入規制の緩和の傾向が読み取れます。撤廃の概要は以下のとおりです。

「中外合弁・中外合作に限る」については、43 項目から 28 項目が撤廃されて 15 項目となっております。例えば、漢方薬材の栽培及び養殖、原油採掘回収率の向上及び関連新技術の解決及び応用、400 トン及びそれ以上のホイール式、キャタピラ式クレーンの製造、航空エンジン及び部品、航空補助動力システムの設計、製造と整備、航空交通管制システム設備の製造等の項目について条件が撤廃されました。

「中国側の持分支配」については、44 項目から 9 項目が撤廃されて 35 項目となっております。例えば、船舶船室機械の設計と製造、高速鉄道、鉄道旅客専用線、都市間鉄道インフラ施設総合保守、都市地下鉄、ライトレール等の軌道交通の建設及び経営、公演場所の経営等の項目について条件が撤廃されました。

「中国側の相対的持分支配」については、電子商取引等について条件が撤廃されました。

三. 外資利用の優良化

今回の改正では、奨励類において、新技術、新材料及び新設備の利用、技術開発を促進・奨励する変更が盛り込まれました。

例えば、指導目録 2011 年版において「天然食品添加剤、食品配合料の開発」とされていた項目が「天然食品添加剤、食品配合料の新技術の開発」に修正され、「新型診断試剤の生産」とされていた項目が「新型診断試剤の開発及び生産」に修正されております。

以上のとおり、指導目録では、奨励類においてハイテク、新エネルギー、省エネ、環境保護、技術開発等に関連する内容が追加されており、外資をこれらの先端分野に誘導し、外資利用の質の優良化を図りたいという中国当局の意図が示されています。

四. まとめ

今回の改正は、これまでの中国市場の対外開放、外資参入の促進という方針を踏襲しながら、中国の新常態政策に基づき、中国の産業構造の転換というニーズに応じて、特に現代的な業種、ハ

イテク技術、環境保護、新エネルギー等に関連する業種への外資参入を誘導する傾向も示されました。

2015年1月19日には「外国投資法(意見募集稿)」も公表されており、中国の外資政策は転換点を迎えていると言ってよく、今後の動向が注目されます。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

北京オフィス顧問 李 彬

最新中国法令の解説

<食品リコール>

食品リコール管理弁法

[ポイント] 中国でも「食品の安全性」に対する意識が急激に高まる中で、本弁法は「食品安全法」に基づき、安全でない食品の生産停止、リコール等の処置、監督管理を規定するものである。食品生産者が食品の安全性に対し第一次的な責任を負うと明確にされた。食品生産者は、自らの検査や投書・クレーム等を通じて当該食品が安全でないことを認識した場合、主導的にリコールを実施しなければならない。食品生産者が主導的にリコールを実施しない場合、県級以上の食品薬品監督管理部門がリコールを命じることができるとされている。

2015年3月11日公布、2015年9月1日施行(国家食品薬品監督管理総局令第12号)

[原文] [食品召回管理办法](#)

<コンピューターソフトウェア著作権登記ファイルの調査手続>

コンピューターソフトウェア著作権登記ファイル調査弁法

[ポイント] 本弁法は、「コンピューターソフトウェア保護条例」等の法律に基づき、コンピューターソフトウェア著作権の登記ファイル(登記申請表、原データ、ファイル、証明文書等を含む)に関する管理及び調査の方法を規定するものである。調査範囲には、ソフトウェア著作権登記のみならず、ソフトウェア著作権譲渡契約又は専用許諾契約登記、更には以上の登記に関する変更、補充、取消登記も含まれる。本弁法では、登記ファイルの内、公開調査が可能な事項と非公開の事項の範囲についても規定している。

2015年3月12日公布、同日施行(中国著作権保護センター公告第12号)

[原文] [计算机软件著作权登记档案查询办法](#)

<リース業>

商務部による「外商投資リース業管理弁法」の補充規定に関する公開意見募集

[ポイント] 中国で外資が設立するリース会社には商務部系と銀監会系の2系統が存在するが、本規定は、商務部系のリース会社(ファイナンスリースを含まない「外商投資リース会社」とファイナンスリースを含む「外商投資ファイナンスリース会社」がある。)の設立・経営に関して基本的な事項を定める弁法の修正案である。特に注目すべき修正点には次のものが含まれる。(i) 外商投資ファイナンスリース会社に関する最低資本金(現行1000万米ドル)の廃止、(ii) 設立認可申請の処理期限が20営業日へ短縮(現行45営業日)、(iii) 外商投資ファイナンスリース会社の経営範囲にファイナンスリース業務に関連するファクタリング業務の追加(ファクタリングの兼営は現時点では上海自由貿易試験区においてのみ認められている。)。このほか、設立申請時の提出資料や、年度報告、広東省での香港・マカオ・台湾法人の「サービス提供者」によるリース会社設立の届出制への移行等も規定されている。

(意見募集期間:2015年3月24日から2015年4月24日)(商務部)

[原文] [商务部关于《外商投资租赁业管理办法》的补充规定公开征求意见](#)

<土地増値税>

財政部・国家税務総局による企業の組織変更・再編における土地増値税政策に関する通知

[ポイント] 国有土地所有権の譲渡に際して課税される土地増値税について、企業の組織変更・再編時の特例を規定する通知である。現物出資や合併に際して行われる譲渡に関する免税取扱いを継続するとともに、会社分割や組織形態の変更(会社でない企業が有限責任公司・株式有限公司に変更する場合等)において生じる国有土地所有権の移転についても新たに免税対象に含めること等が規定されている。

2015年2月2日公布、2015年1月1日施行(財税[2015]5号)

[原文] [財政部、国家税务总局关于企业改制重组有关土地増値税政策的通知](#)

<不動産登記>

国土資源部による「不動産登記暫定条例実施細則(意見募集稿)」の公開意見募集に関する通知

[ポイント] 本意見募集稿は、物権法第10条に定める不動産の統一登記制度を実現するため、2015年3月1日付けで施行された不動産登記暫定条例(以下「条例」という。)の細則である。本意見募集稿では、不動産登記の対象となる不動産の範囲、不動産の単位の定義、登記の種類、登記手続(手順、各種登記毎の提出資料等)、不動産登記資料の照会等について具体的に規定している。条例では、不動産登記資料の照会に関して、権利者及び利害関係者による検索については規定しているものの一般公衆からのアクセスについては規定されていなかった。この点は、本意見募集稿でも同様であり、一般公衆からのアクセスについては別途立法動向を注視する必要がある。

なお、条例の概要については2015年1月16日付け AM&T China Legal Update の中国相談室を参照されたい。

(意見募集期間:2015年3月26日から2015年4月25日)(国土資源部)

[原文] [国土资源部关于《不动产登记暂行条例实施细则\(草案征求意见稿\)》公开征求意见的通知](#)

<安全生産許可>

安全生産許可証条例

[ポイント] 本条例は、鉱山企業、建築施工企業、並びに危険化学品、花火爆竹及び民用爆発物の生産企業を規制する安全生産許可制度の根拠・手続について規定している。今回の改正では、これまで建築施工企業及び民用爆発物の生産企業の安全生産許可について中央が主管していた部分をすべて地方へ権限移譲し、中央は指導・監督のみを行うこととなった。近年の地方政府への権限移譲の傾向と合致する改正といえよう。

2015年3月25日公布、同日施行(工業情報化部)

[原文] [安全生产许可证条例](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕

台湾弁護士 呉 曉青

最新台湾法令の解説

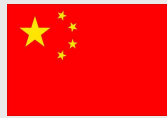
<独占禁止法>

「事業者が提供する景品等の最高額制限に関する弁法」の制定

[ポイント]台湾公平取引委員会(TFTC)は、「事業者が提供する景品等の最高額制限に関する弁法」を制定した。同弁法にいう「景品」とは、事業者が取引の機会を取得するために、付随的かつ無償で提供する市場価値のある商品または役務をいう。また、「賞品」とは、事業者が取引の機会を取得するために、抽選その他方法で無償提供する金銭またはその他市場価値のある商品あるいは役務をいう。同弁法によれば、景品の価値の上限につき、①商品または役務の価値が100台湾ドル(NTD)以上である場合、その価値の2分の1、②商品または役務の価値が100NTD以下である場合、50NTD、とされている。また、賞品の年間総額の上限は、事業者の直近会計年度の売上高により設定されている。たとえば、最近会計年度の売上高が30億NTD以上である事業者の場合、提供する賞品の年間総額の上限は6億NTDとされている。なお、最高額賞品の価値は、500万NTDを上回ってはならない。

(2015年3月19日公布、同日施行)

[原文] [事業提供贈品贈奨額度辦法](#)



中国万感



【花見に思う～上海 Sakura 事情～】

弁護士 森脇 章

今年もお花見の季節が終わろうとしている。花見の季節は、Facebook を見ても、ニュースを見ても、桜一色である。確かに、美しい。透けて見えそうなくらい薄くて傷つきやすい花卉、直径 3 センチにも満たない小さな花、決して出しゃばらない淡いピンクの色。一斉に咲いて日本中の目を引き付けるも、あっという間に散ってしまう短い命。古来より、人生を桜の花にたとえる歌は枚挙にいとまがない。

この桜に寄せる日本固有の感情を外国の方がどのくらい共有できるだろうか、と思うこともあるが、そのような思いに耽る間もなく外国からの花見見物客が増えている。今年の流行語は、「爆花見」とのこと。何とも、風流さを欠く言葉であるが、その語感にふさわしく、観光客が激増していることは確かなようだ。飛行機やホテルの空席・空室状況などから推測できる。私も中国の友人のためにホテルを予約しようと思ったが、どこも満席。この時期に週末を跨いで 5 泊連泊できるホテルを探すのには本当に苦労した。しかも、値段も割高で、普段の 2 倍以上というホテルも少なくなかった。



ところで、中国にも、桜を愛でることができる場所があることをご存知であろうか。大連の旅順口区、武漢市の武漢大学など日中間の歴史の象徴ともいえる名所もあるが、それだけではない。上海の場合、顧村公園、世紀公園、華夏公園、閔行体育公園、魯迅公園、共青森林公園、奉賢海湾国家森林公园、上海植物園、中山公園、青海路、上海世紀大道桜花園、上海同濟大学愛校路、上海浦東高橋桜花園、上海延中緑地桜花林など、たくさんの場所で桜を鑑賞することができる。

そのうちの一つ、世紀公園に行ってみた。世紀公園は、上海浦東新区にある広大な公園で、四季折々の草花を鑑賞することができるが、そのほぼ中央に「桜花島」(Sakura Island) という区域が設けられていて、100 メートルほどの小道に桜がぎっしり植えられている。樹齢が浅いためか若干木が小ぶりであるが、日本と同様、たくさんの淡い桃色の花が咲き乱れていた。



こうなると知りたくなるのは、この桜の木がどこからどのように来たのか、という「逸話」であるが、ちゃんと答えが用意してある。桜花島(Sakura Island)の入り口にある看板にはこう記されている。

「この島に植えられている桜は、90%が先に花が開き後に葉がつく早桜品種であり、浙江省奉化溪口一体の農家が保有する山の斜面より収集したものであり、中国本土の桜花に属する」

それならなぜ、英語表記が Cherry Blossom Island ではなく Sakura Island なのだろう、などと思わずいろいろなことを想像してしまう看板ではあるが、とにかくそういうことなのである。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

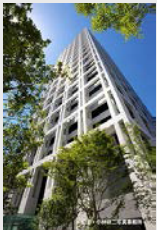
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com